

近江八幡市新規採用保育士等臨時給付金

3年間で最大 **65** 万円

6か月：5万円

1年：30万円(※)または10万円

2年：10万円

※市外からの移住者

3年：20万円

対象者：次の①～⑤のいずれの条件も満たす方

- ① 市内の民間認定こども園、保育園（所）、地域型保育事業所（以下、対象施設）で、令和8年4月1日以降に新たに保育士、保育教諭（以下、保育士等）として勤務を開始する（*）
- ② 対象施設で常勤（*）の保育士等として直接雇用される
※1日6時間かつ月20日以上
- ③ 申請基準日（勤務継続満了日の翌月）以降対象施設での勤務を継続している
- ④ 新たに保育士等として勤務を開始した年度の前年度に対象施設で保育士等として勤務経験がない（*）
- ⑤ 過去に給付金の交付を受けていない（*）例外あり



この事業は、ふるさと納税寄付金を活用しています。

お問い合わせ：近江八幡市役所 幼児課

電話番号：0748-36-5579

メールアドレス：010808@city.omihachiman.lg.jp



詳しくは
ホームページを
ご覧ください。